

公益社団法人日本カーリング協会（JCA）ロゴマーク取扱規定

公益社団法人日本カーリング協会（以下、本協会）の公式 JCA ロゴマーク（以下、ロゴマーク）の使用に関して、下記の通りロゴマーク取扱規定（以下、本規定）を定める。本協会のロゴマークを使用する場合は本規定を遵守すること。

（ロゴマーク定義）

第1条 公式 JCA ロゴマークとは、本協会が商標登録したストーンデザインの「C」を含んだマーク全てとする。

（使用可能な者）

第2条 本協会のロゴマークは、本協会の加盟団体、競技登録者及び賛助団体、スポンサー又は本協会が認定した団体及び個人に限り使用可能な者（以下、使用者）とする。

（使用可能な用途）

第3条 本協会のロゴマークは、使用者の名刺、報告書等及び公認大会等に掲載することができる。

2. 但し、法人及び団体又は個人が所有または運営するウェブサイト、パンフレット等に掲載する場合は、予め本協会に届出をし、許可を得ること。
3. 以下に該当する目的での使用を禁止する。
 - (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
 - (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
 - (3) その他本協会の趣旨に反するおそれがある場合。

（使用料）

第4条 本協会のロゴマークの使用料は無償とする。

（使用中止）

第5条 下記に該当するような場合には、本協会は使用者に対して、本協会のロゴマークの使用を中止させることができる。

- (1) 会員及び競技登録者でなくなった場合。
- (2) 本規定に違反してロゴマークを使用した場合。
- (3) ロゴマークの使用が不相当と認められる場合。
- (4) 使用する権利の期限が過ぎた場合。
- (5) その他、特段の事情が生じた場合。

(苦情対応)

第6条 ロゴマークの使用に関して苦情等が発生した場合には、使用者が全責任を持って対処する。

(使用方法)

第7条 本協会のロゴマークの拡大・縮小は可能だが、変形したり他の図柄と重ねたりするなど、デザインに変更を加えることはできない。

2. 本協会のロゴマークのカラーは原則、変更できないが、下記の条件に限り可能とする。

(1)「白黒2色(濃度調節不可)」

3. 他のロゴマークや社名、図柄等と併記する場合は、一定の間隔をあけるなどして本協会のロゴマークの独立性を保つようにする。

(譲渡・貸与)

第8条 ロゴマークの使用権を第三者に譲渡または貸与することはできない。

(本規定に定めのない事項)

第9条 本規定にない事項については、本協会の判断によるものとする。

(変更)

第10条 この規定は、本協会理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この規定は、平成28年 4月16日から施行する。